

地域保健の人材確保と資質向上

研究分担者 宮園 将哉（大阪府健康医療部保健医療室）
研究協力者 島村 通子（静岡県健康福祉部健康局健康増進課）

研究要旨：

地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」においては、人材の確保や資質の向上、人材確保支援計画の策定についても述べられている中で、本研究では、全国の保健所を対象として調査を行うとともに、フォーカスグループディスカッションや研究班内での議論の結果等を踏まえて、地域における公衆衛生の中核機関である保健所の各専門職種における人材の確保と育成等に関する現状と課題について検討してきた。

一方、今回のコロナ禍を契機に、地域保健のあり方や保健所の重要性が再認識される中で、その業務の中核を担う専門職人材の確保や資質向上の重要性も再認識されることとなり、保健師の増員に必要な国の財政措置も講じられることとなったが、今後も引き続き保健師に限らず必要な専門職人材の確保が求められている。

また、今回のコロナ禍では健康危機管理に対応する専門職人材の派遣調整の仕組みがつくられるとともに、地域保健対策の推進に必要な ICT（情報通信技術）の活用や DX（デジタルトランスフォーメーション）が進められることとなったが、今後も引き続き健康危機管理体制の充実強化やエビデンスに基づく地域保健の更なる推進が期待される。

専門職の人材確保と資質向上は車の両輪であり、平時からあらかじめ必要な専門職人材を確保するとともに、ICT の活用や DX に対応できる能力も含めた資質向上に取り組むことで、地域保健の更なる向上と保健所の機能強化に努め、あわせて次の健康危機の発生に備える必要があると考えられる。

A. 研究目的

これまで保健所は、地域における公衆衛生の中核機関として様々な役割を担ってきたが、近年進んできた行政改革の流れの中で、市町村合併や保健所の統廃合による所管地域の広域化や保健所数の減少に伴い、保健所職員の数も減少してきた。

一方で、健康危機管理や地域包括ケアシステムの推進など、多様化かつ複雑化する公衆衛生的な新たな課題への対応が強く求められている中で、専門職を中心とした保健所職員の確保と育成は、地域

における公衆衛生の維持向上のために極めて重要かつ喫緊の課題である。

さらに、令和 2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症のアウトブレイクへの対応においては、保健所が健康危機管理として積極的疫学調査や医療体制の確保等対策の中心的な役割を担うこととなったが、保健所や都道府県庁の業務が急激に増加したため、圧倒的な人員不足により業務が逼迫することとなった。

本研究では、地域保健の推進に欠かせない地域保健人材の確保と育成に関する

現状と今後のあり方等について検討することを目的とした。

B. 研究方法

全国の保健所を対象として、令和4（2022）年10月～令和5（2023）年1月にメールによる調査を行った（詳細は総括研究報告書参照）。また、フォーカスグループディスカッションや研究班内での議論の結果等を踏まえて検討を行った。

C. 研究結果と考察

1) 人材確保について

保健所の専門職人材の定数確保について、回答した286の保健所のうち、医師は46.2%、保健師は56.6%、薬剤師は58.0%、獣医師は46.2%の保健所が、それぞれ定数が確保できていると回答した。一方で、医師は35.0%、保健師は26.9%、薬剤師は15.0%、獣医師は25.5%の保健所が、それぞれ定数が確保できていないとの回答があった。

また、医師は18.2%、保健師は16.1%、薬剤師は26.2%、獣医師は27.6%の保健所が、それぞれ定数がないという回答であり、この一部には専門職人材の確保が困難なため、入職希望者があればいつでも採用が可能なように定数を定めていないといった背景を持つ自治体もあると考えられる。

定数を充足させるための取り組みについて、実習受入や講義実施等の学生への働きかけが65.4%、本庁との連携・調整が66.1%、つながりのある有資格者への個別フォローが21.3%、保健所の情報発信・広報が16.8%、などの取り組みが行われていた。一方で、特に取り組みを行っていないと回答した保健所は14.7%もあった。

2) 資質向上について

保健所の専門職人材の資質向上に向けた取り組みについて、回答した286の保健所のうち、外部の研修会受講が93.0%、OJT（オンザジョブトレーニング）が85.7%、保健所での研修会実施が75.5%、研究会・学会等の参加奨励が72.0%、人材育成計画・マニュアル等の策定が60.8%など、様々な取り組みが行われる、または今後行いたいと考えていることがわかった。

その中で、今後最も力を入れたいと考えている取り組みについては、OJTが36.0%、外部の研修会受講が24.7%、人材育成計画・マニュアル等の策定が9.5%、研究会・学会等の参加奨励が8.8%などとなっており、それらを実行するために必要な条件については、業務の余裕が80.4%、本庁や所内の理解が73.4%、担当する人員が65.0%などと、調査時期が新型コロナウイルス感染症の第7波の感染拡大の時期と重なったこともあり、コロナ禍で逼迫する業務の中で資質向上の取り組みを計画通り進められていなかった状況が示唆された。

また、専門職人材の資質向上に向けた取り組みを実行するために必要な条件として、予算が62.2%、施設やICT（情報通信技術）等設備の整備が28.0%、住民の理解が7.3%、などとコロナ禍とは直接関係ない面においても、行政職員としての専門職人材の育成に対する課題が多いことが示唆された。

D. 結論

今回のコロナ禍を契機に、地域保健のあり方や保健所の重要性が再認識される中で、その業務の中核を担う専門職人材

の確保や資質向上の重要性も再認識されることとなった。

1) 専門職人材確保の追い風として必要な国の地方財政措置

国は保健所の恒常的な人員体制を強化するため、地方財政対策として令和3・4年度の2か年で、感染症対応業務に従事する保健所保健師約900人増員に必要な地方財政措置を講じた。さらに、令和5年度の地方財政対策においても、引き続き保健師450人を増員、併せて事務職員等150人を増やす方針を示しており、各自治体では地方財政措置を活用し、人員体制の更なる強化に取り組むことが求められる。厚生労働省が実施した保健師活動領域調査によると、令和4年度は自治体別常勤保健師数の合計は38,003人で令和2年度と比べ1,842人増加している。このように、国が必要に応じ財政措置を講じたことから専門職人材の積極的な確保につながったと考えられる事例もあり、今後も必要な財政措置を進めることで専門職人材の確保が進むものと考えられる。

2) 厳しい人材確保対策を補完するための人材派遣調整の仕組みづくり

今回のコロナ禍においては、健康危機管理に対応する人材派遣調整の仕組みの創設が示され、保健所ではIHEAT（新型コロナウイルス感染症等に係る対応人材）の強化等が示されている。今後、健康危機等の発生状況に応じて正規職員だけではなく非常勤職員の専門職人材を確保するために、複数の人材派遣調整等の仕組みづくりが求められる中で、IHEATは専門職人材の確保に関する仕組みの1つとして地域保健対策の推進に貢献することが期待される。

3) 今後の地域保健対策の推進に必要な不可欠なICT（情報通信技術）とDX（デジタルトランスフォーメーション）

これまで、個人情報保護に対する過剰な考えや予算不足を理由に進んでこなかった地域保健分野のDXについても、令和3年9月にデジタル社会形成基本法が施行されて内閣にはデジタル庁が設置されたことから、ICTの活用による自治体間での相互連携なども含めてDXが加速するものと期待されている。今後は、地域保健分野におけるICTの推進とDXにより、地域の課題をデータ化し根拠を明確にした説得力のある地域保健活動とともに、ポストコロナ時代を先読みした戦略が期待される。

4) 専門職の人材確保と資質向上は車の両輪

今回のコロナ禍を契機とした感染症法の改正を踏まえた保健所の機能強化を図るため、本庁では、平時のうちから感染拡大に備えた準備を進めるための「予防計画」を立て、保健所ではその実効性を担保するため予防計画と整合を図った「健康危機対処計画」の策定や各計画の着実な実施など、健康危機管理体制の強化を含めた保健所の機能強化が求められている。

しかし、体制の強化に必要な専門職人材について、特に医師や獣医師などの定数確保が困難な職種については、人材を確保するだけで精一杯になってしまい、資質向上にまで十分に組み立てていない実態がある。専門職であると同時に公務員である地域保健に従事する職員については、今回のコロナ禍のような健康危機発生時に専門的な知識や技術が必要とされ、一般の事務職だけでは十分な対応ができなかったことから、平時から必要な専門職人材を一定数確保する必要があると考えられる。

また、保健所における健康危機管理に関する体制確保のための総合的なマネジメントを担う保健師配置の必要性も示さ

れたが、公衆衛生看護の視点、迅速な判断と機転のある対応を必要とする健康危機管理対応のスキルは、一朝一夕では身につかない。専門職の人材確保と資質向上のため、他の職種も含め、基礎教育を担う教育機関との連携の強化や、有事を想定した実践型訓練の実施、現任教育による資質向上など、地域保健の更なる向上と保健所の機能強化に努めるとともに、今回のコロナ禍のような大規模な健康危機管理事象への準備を平時のうちから計画的に進める組織的な対応が期待される。

E. 研究発表

1. 論文発表
特になし
2. 学会発表
特になし

F. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
特になし
2. 実用新案登録
特になし
3. その他
特になし